

中小企業の経営者・人事労務担当者向け

2025年10月へ向けた 人事労務上の対応

2025年10月施行の育児・介護休業法改正と最低賃金改定。
対応準備に見落としはありますか？
社労士が就業規則の変更点から給与計算への影響まで、
企業に必須の対応を分かりやすく解説します。
法改正への不安を解消し、適切な準備を進める絶好の機会です。



- ☒ 育児・介護休業法改正、事業主に求められる義務への対応は？
- ☒ 最低賃金の改定に伴う人事労務管理上の対応は？
- ☒ 従業員への周知や労働条件の変更など、直ちに対応が必要？

日時

2025年 **8月21日** (木)
13:30~14:00

開催方法

Zoomによるオンライン

参加URLはお申込み後にお伝えします

申込方法

お申込みフォームよりご予約ください

<https://forms.gle/73kpsw9oiWpGEw9c6>



講師



社会保険労務士
山下 拓也

(留意事項)

- ・本セミナーは著作権保護により、録音録画は禁止とさせていただきます
- ・必ずインターネット接続可能なパソコンで、安定して接続できる場所からご参加ください
- ・同業者様のご参加はご遠慮いただく場合がございます